

大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正（案）について

1. 改正の趣旨

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号。以下「改正省令」という。）が同年10月1日から施行されたことを踏まえ、教職課程認定基準等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）「教職専任教員」に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「専任教員」が「基幹教員」に改正されたため、教職課程における「専任教員」については、「教職専任教員」として名称を改めること。また、基幹教員のうち、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、教職専任教員の一定の条件を満たす者については、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で認定を受けようとする学科等の必要教職専任教員数に算入することを可能とすること。

（教職課程認定基準3(7)、4-1(3)、4-2(4)、4-3(5)i ii)、
4-4(5)i ii)、4-5(4)、4-6(3)ii)、4-7(3)ほか）

（2）教育実習等の1単位あたりの時間に係る改正

改正省令により、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされたことから、課程認定基準における、教育実習等の1単位あたりの時間数の標準を定めること。

（教職課程認定基準12(1)）

（3）教育研究実施組織に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「教員組織」が「教育研究実施組織」に改正されたことに伴い、課程認定基準等についても改正を行うこと。

（教職課程認定基準2(4)ほか）

3. 施行期日

令和6年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。